



2020年8月6日

大分労働局
局長 坂田 善廣 殿

大分県労働組
議長 安

2020年度地域別最低賃金の異議申出

8月5日、「大分地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議申出をおこないます。

記

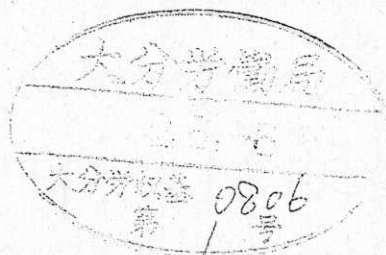
- 1、「時間額 792円」とすることは不服である。
- 2、最低賃金を「時間額 1000円」をめざし、「時間額 792円」を上回る引上げを行うこと。

理由

1、第57回中央最低賃金審議会は目安「答申」の中でも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議を希望する」としています。すでに大分県の最低賃金は東京都と「223円」、大阪府と「174円」、福岡県と「51円」の格差が生まれています。全国どこでくらしでも最低生計費はおなじですから、最低賃金の格差は是正されなければいけません。今回の大分地方最低賃金審議会の答申では、格差是正につながりません。中央最低賃金審議会が示すように、「地域間格差の縮小を求める意見を勘案しつつ、適切な審議」をはたすべきです。海外ではコロナ禍であってもイギリス6.2%、アメリカはコロラド州など4州で15ドル（約1600円）に引き上げています。

2、そもそも最低賃金は政府の政策決定であり、審議会は政策決定にかかる議論をすべきところです。審議会は政府に対して大幅な最低賃金を上げるべき、経営困難にならないために行う支援措置などの答申を行う必要があります。最低賃金はすべての労働者の賃金と生活にかかわり、日本経済の行方を左右する時の政府の重要な施策です。雇用を守ることと最低賃金引き上げを二律背反に描き、政府の責任を棚上げにする姿勢も承服することはできません。

以上。





2020年8月13日

大分労働局

局長 坂田 善 廣 殿

日本労働組合総連合会大分県連合会 (連合大)
会 長 佐 藤 寛

大分地方最低賃金の改正に係る異議申出書

大分労働局長におかれましては、大分県で働く労働者の雇用の安定と生活の向上に向けてご尽力いただいていることに敬意を表します。

また、常日頃から当連合会の活動に対し、ご高配を賜っていますことに深く感謝を申し上げます。

さて、大分地方最低賃金審議会は、8月5日に公労使による審議を踏まえた採決の結果(労側反対)として、2020年度の大分県の最低賃金を2円引き上げ、792円にするよう大分労働局長に答申を致しました。その結果、大分県の最低賃金は、Dランク最下位、すなわち全国最下位の7県の一つになろうとしています。

ナショナルセンター連合の地方組織である連合大分として、今回の結果を看過すべきではないとの判断に至り、以下の通り異議の申出を行います。

記

1. 答申を差し戻し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差を求める意見も勘案した公正で公平な再審議を求めます。

【異議申出の理由】

本年度の審議にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中央最低賃金審議会(目安に関する小委員会)として「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との公益見解が示されました。

引上げ額の目安が示されなかったのは2009年以来11年ぶりであり、コロナ禍でランク毎はもとより、ランク内の都道府県毎でさえ経済・雇用・生活への影響が異なるため、一律の目安を示すことが困難であったものと受け止めています。

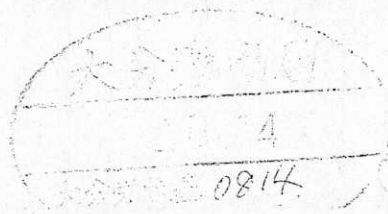
そのうえで、「地域の経済と雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、自主性を発揮した審議を期待する」とされたことは、地方最低賃金審議会における具体的な金額改定審議が、これまでに無い極めて重要な意味合いを持ったものと認識しています。

しかしながら、今回の答申については、直近の消費者物価指数や有効求人倍率、高卒初任給やパート募集賃金、さらにはコロナ禍における雇用調整の状況など、様々な諸数値において下位にあるDランク各県を下回る金額となっており、中央最低賃金審議会の期待に答えていないと言っても過言ではありません。

また、労働力人口が減少していく中において、九州隣県への人材流出の観点で、最低限の歯止めとして、熊本・長崎・宮崎・鹿児島との金額差が生じることは、公労使共通の課題として絶対に避けるべきであり、5年先、10年先の大分県を見通したビジョンを描いた上での判断が求められています。

いずれにしても、コロナ禍によって苦しんでいるエッセンシャルワーカーをはじめとした、最低賃金近傍で働く一人ひとりの労働者の処遇改善を大分県全体の課題として捉え、今回の意義申出が再考の契機となることを切望するものです。

以上





令和2年8月19日

大分地方最低賃金審議会
会長 清水立茂殿

大分地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 城戸照子

大分地方最低賃金審議会運営小委員会報告

令和2年度における特定最低賃金の改正に係る事項について、令和2年8月19日に開催した運営小委員会において、意見を集約の上、確認したので下記のとおり報告する。

記

確認された事項

改正の申出のあった「大分県鉄鋼業最低賃金」、「大分県非鉄金属製造業最低賃金」、「大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「大分県自動車（新車）小売業最低賃金」については、改正することを必要と認める。

なお、「大分県各種商品小売業最低賃金」については、改正することを必要と認めない。



大分労発基0821第4号
令和2年8月21日

大分地方最低賃金審議会
会長 清水 立茂 殿

大分労働局長
坂田 善

大分地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

令和2年8月6日付けをもって大分県労働組合総連合、令和2年8月13日付けをもって日本労働組合総連合会大分県連合会から、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

令和2年8月21日

大分労働局長
坂田 善廣 殿

大分地方最低賃金審議会
会長 清水 立克

大分地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和2年8月5日付けで改正答申した大分県最低賃金に対する大分県労働組合総連合及び日本労働組合総連合会大分県連合会からの異議申出に関し、令和2年8月21日貴職より意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議したものの、意見の一致に至らなかったことから、採決を行った結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和2年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。



大分労発基 0821 第 5 号
令和 2 年 8 月 21 日

大分地方最低賃金審議会
会長 清水立茂 殿

大分労働局長
坂田善一

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 大分県鉄鋼業最低賃金
- 2 大分県非鉄金属製造業最低賃金
- 3 大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 5 大分県自動車（新車）小売業最低賃金